

茨木市人中心のまちなか形成に向けた戦略検討業務委託に係る プロポーザル実施要項（公募型）

1 趣旨

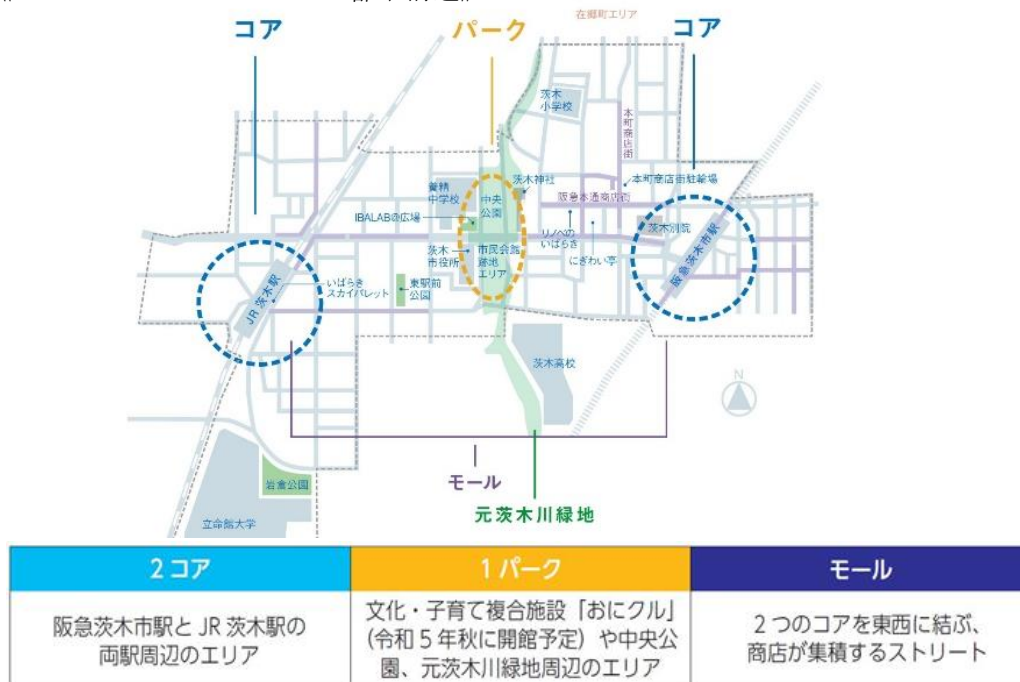
本市の中心市街地は、広域交通の結節点である阪急茨木市駅とJR茨木駅が東西に位置し、その中間地点には、市役所、文化・子育て複合施設「おにクル」（令和5年秋に開館予定）や中央公園があり、そこから南北へ伸びる元茨木川緑地には、豊かな自然と文化が醸成されている。また、エリア内にはそれらの拠点を繋ぐ商業・サービス業等の機能が集積する商店街等が広がっている。本市では、これらの立地特性を活かした「2コア1パーク&モール」の都市構造による「人が中心の歩いて楽しいまちづくり」に向けて、さまざまな事業や取組みを推進している。

令和4年度には、2つのコアをつなぐメインストリートである中央通り及び東西通りの空間のあり方を検討するための社会実験「みちクル」を実施し、沿道事業者との連携による通りのにぎわい創出や道路・公園等を活用した休憩・滞留空間の創出等を行ったほか、市民会館跡地のIBALAB@広場は、市民の日常的な憩いや活動の場として利用されるだけでなく、市民等が主体となった様々なイベントが開催され、「人中心」のまちづくりの機運が醸成されつつある。

こうしたプロセスを活かし、市民一人ひとりが豊かさや幸せを実感できる「人中心」のまちなか形成に向け、市民や民間事業者等をはじめとした多様な主体と目的、価値観、将来イメージ等を共有し、共感を得ながら一体感を持って事業を進めていく必要があり、その指針となる「人中心」のまちづくりのあり方や進め方を「戦略」として取りまとめ、広めていきたいと考えている。

これらを踏まえ、本業務の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

《2コア1パーク&モールの都市構造》



2 業務概要

(1) 業務名

茨木市人中心のまちなか形成に向けた戦略検討業務委託

(2) 業務の目的

おにクル開館の賑わいを「2コアにつなぎ、広げる」ため、市民一人ひとりが豊かさや幸せを実感できる「人中心」の歩いて楽しいまちなかのあり方（目的、価値観、コンセプト、将来イメージ等）を整理し、人中心のまちなか形成に向けた戦略（（仮称）ウォークブル戦略）として取りまとめるとともに、そのあり方を市民や民間事業者等をはじめとした多様な主体と共有・共感ができるようデザイン性や分かりやすさを重視した冊子等を作成することを目的とする。

(3) 業務内容

①人中心のまちなかのあり方整理及び戦略取りまとめ

- ア 本市の中心市街地の成り立ち、これまで進めてきた事業・プロセス、現状等の整理
- イ 今後の社会変化を踏まえた中心市街地のまちづくりの方向性の検討
- ウ 庁内検討チームの支援、議論の場での資料作成（月1回程度を想定）
- エ 人中心のまちなか形成に向けた「目的」「価値観」「コンセプト」「将来イメージ」等の検討、整理
- オ 人中心のまちなか形成に向けた戦略の取りまとめ

②デザイン性やわかりやすさを重視したコンセプトブック作成等

- ア コンセプトブック作成・印刷（1,000部程度を想定）
- イ 人中心のまちなか形成に向けた戦略の印刷（100部程度を想定）
- ウ コンセプトブック等を活用した周知方策の検討

(4) 業務期間 契約締結日から令和6年3月29日まで

3 当該業務の予算額等

8,470,000円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、

本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に登載されているものについてはこの限りでない。

- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

6 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで市街地新生課あてに送信すること。

提出期限：令和5年4月19日（水）午後5時まで（必着）

提出先：茨木市 都市整備部市街地新生課

E-mail：shigaichi@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に市ホームページに掲載する。

回答日：随時

掲載場所：茨木市HP 市街地新生課のページ

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/toshiseibi/shigaichis/menu/60780.html>

7 参加申込及び資格審査

- (1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 業務実績調書（様式3-1号、様式3-2号）

② 業務実施体制調書（様式4号）

イ 提出先：茨木市都市整備部市街地新生課
（茨木市役所南館5階）

ウ 提出期限：令和5年4月26日（水）午後5時まで（厳守）

エ 提出方法：持参もしくは郵送（提出期限日までに必着）

- (2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を参加希望者に対し、4月28日（金）に「参加資格審査結果通知書」（様式5号）を郵便で発送する。

- (3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式6号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出

期限までに市街地新生課へ提出すること。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記イ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

次の提案課題ごとにわかりやすく、かつ簡潔に記載すること。

【提案課題】

①本市中心市街地の特性の分析方法の提案

※人中心のまちなか形成に向けた検討に結び付く本市中心市街地の特性の評価分析方法等について提案すること。

②戦略の取りまとめ手順の提案

※2ページ記載の(3)業務内容①ア～オを実施するにあたり、特に着目し検討すべき項目や視点について整理し、その検討方法等について提案すること。

③高いデザイン力のPR、人の興味関心を惹きつけるための工夫その他本業務を実施するにあたっての提案等

※戦略とコンセプトブックの関係性を整理し、それぞれのターゲット層や活用シーン等を想定した作成イメージを示すこと。

※過去の業務で作成した成果品等を掲載するなど、デザイン力や創意工夫が伝わるよう心掛けること。

イ 参考見積書（様式7号）及び内訳書（任意様式）

※受託希望の金額を記入すること。なお、受託候補者については提案内容の調整を行った後、再度見積を徴収する。

※業務内容について、内訳がわかるように見積もること。

※「イ 参考見積書（様式7号）及び内訳書（任意様式）」については、正本のみ提出すること。

(3) 資料記載上の留意事項

上記8(2)アの副本には、企業名を入れないこと。

(4) 提出方法等

ア 提出期限：令和5年5月12日（金）午後5時まで（厳守）

イ 提出場所：茨木市役所 南館5階
都市整備部市街地新生課事務室

ウ 提出方法：持参もしくは郵送（提出期限日までに必着）

エ 提出部数

正本1部

副本7部

(5) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 第1次審査

提出された業務実績調書等内容及び提案額（参考見積書）を、6ページ10(1) 第1次審査<事務局審査>で示す審査基準に基づいて審査し、評価の高い提案者から順に5者を第1次審査の通過者とする。ただし、参加者が5者以下の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において<事務局審査(第1次審査)>及び<プレゼンテーションによる委員審査(第2次審査)>を併せて行う。

(2) 第2次審査（プレゼンテーションによる委員審査）

第1次審査の通過者に対し、企画提案書についてのプレゼンテーションによる審査を実施する。審査は7ページ記載の「第2次審査<プレゼンテーションによる委員審査>」で示す審査基準に基づいて行い、第2次審査の評価点と第1次審査の評価点を合計し、最も評価点の高い提案者を候補者として決定するものとする。

ア プレゼンテーションは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用して行うこととする。資料の差し替えや追加は認めない。

イ プレゼンテーションの時間は、1提案者につき25分程度とし、提案内容の説明15分以内、質疑応答10分程度とする。

ウ プレゼンテーションの説明は、業務実施体制調書（様式4号）に記載のある統括責任者もしくは技術担当者が行うこと。

エ プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター、ケーブル、スクリーンは、市で用意する。

オ 提案者の出席は3人以内とする。

カ 庁内検討チームの構成員がプレゼンテーションを傍聴する場合がある。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

① 結果通知

第1次審査の結果は、令和5年5月16日（火）に当該審査を行った全者に対し、「プロポーザル第1次審査結果通知書」（様式8号）により通知を郵便で発送する。

なお、参加者が5者以下で第1次審査を実施しない場合は、上記の通知を省略し、令和5年5月16日（火）に参加者全者に対し、電子メールまたは電話により第1次審査を実施しない旨の通知を行う。

② 結果に対する問合せ

第1次審査を通過しなかった提案者は、令和5年5月23日（火）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

イ 2次審査

① 結果通知

第2次審査の結果は、令和5年5月24日（水）に当該審査を行った全者に対し、「プロポーザル第2次審査結果通知書」（様式9号）により通知を郵便で発送する。

② 結果に対する問合せ

第2次審査により候補者とならなかった提案者は、令和5年5月31日（水）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10 審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする。

(1) 審査基準

第1次審査＜事務局審査＞

審査基準	審査内容	配点
業務実績調書等 内容	同種・類似業務の実績は十分か。 同種（2点）：中心市街地における今後のまちづくりのあり方、取組方策、構想等の検討業務（官公庁又はこれに準ずる機関から受注したものに限る） 類似（1点）：その他の今後のまちづくりのあり方、取組方策、構想等の検討業務（民間開発や民間施設等の空間設計等を含む）、コンセプトブック、情報誌等の作成業務（官公庁又はこれに準ずる機関から受注したものに限る）	10
	優れたデザイン性や先進性等が評価された実績があるか。 公共空間や民間施設等の設計によるデザイン等の受賞歴（件数）×2点 （例：日本建築学会各賞、日本空間デザイン賞、グッドデザイン賞等）※ホームページ等で受賞を確認できるものに限る。	10
業務実施体制調書等 内容	十分な知識と経験を有した人員配置か。 統括責任者（2点）×同種・類似業務の担当件数 ※6点を上限とする。 技術担当者（1点）×同種・類似業務の担当件数 ※担当者1名につき2点を上限とする。	10
提案額（参考見積額）	業務内容に見合った適正な見積となっているか。 （最低見積金額／見積金額）×40点 ※小数点以下切り捨て	40
合計		70

※業務実績や担当者実績については、テクリス登録情報など事務局で実績を確認できる書類を添付すること。

第2次審査<プレゼンテーションによる委員審査>

(配点は委員1人あたり)

審査基準		審査内容	配点
特性分析	中心市街地の特性分析	人中心のまちなか形成に向けた検討のために必要な項目が示され、有効な分析方法の提案がなされているか。	10
取りまとめ手順	戦略の取りまとめ手順の妥当性	本市でこれまで実施してきた取組や進行中の事業などを踏まえた上で、戦略の取りまとめにあたって重視すべき視点が提示され、かつ検討の手順が合理的なものとなっているか。	15
デザイン力	高いデザイン力を示すPR	多様な主体へ視覚的に分かりやすく伝えるためのデザイン力を有し、ターゲット層や活用シーンに合わせた人の興味関心を惹きつけるための工夫についての考えが示されているか。	15
独自性	独自性や新たな提案	仕様書に示された事項以外に、独自の視点から本市にとって有益な提案がなされているか。	10
合計			50

※委員審査については、各項目について5段階評価にて採点する。

(2) 配点

- ①事務局審査 70点
- ②委員審査 300点 (50点×6委員)
- ①と②の合計 370点とする。

11 候補者の決定

候補者は、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記10の配点(配点の総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、「取りまとめ手順」と「デザイン力」の評価点の合計が高い提案者を候補者とする。
- (4) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額かつ、「取りまとめ手順」と「デザイン力」の評価点の合計が同点の場合、くじにより候補者を決定する。
- (5) 参加資格を認められた者が1者であった場合、又は参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、審査を行い評価点が配点合計(選定会議の委員の除斥

又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の60%以上であった場合に候補者とする。

- (6) 審査の結果、評価点が配点合計(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の60%以上に達した事業者がない場合は、適格者なしとする。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更等を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額(参考見積額)を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

14 日程

質問期限	令和5年4月19日(水)
質問に対する回答	随時
参加申込期間	令和5年4月19日(水)午前9時から 令和5年4月26日(水)午後5時まで(厳守) ※土日、祝日を除く。
参加資格審査結果通知	令和5年4月28日(金)発送
企画提案書提出期間	令和5年5月8日(月)午前9時から 令和5年5月12日(金)午後5時まで(厳守) ※土日、祝日を除く。
審査結果通知(第1次)	令和5年5月16日(火)発送
第2次審査	令和5年5月18日(木)(予定)
審査結果通知(第2次)	令和5年5月24日(水)発送(予定)
契約締結	令和5年6月1日(木)(予定)
業務開始	令和5年6月1日(木)(予定)

15 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - ウ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
 - エ 配点の総合計点（選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割に満たない者
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

16 担当部署

茨木市 都市整備部市街地新生課 担当 吉川、林
TEL 072-620-1821（直通）
E-mail : shigaichi@city.ibaraki.lg.jp